寺集/キューバ政治・経済の現状



米国の対キューバ経済封鎖は終りに向かっているのか?

エステバン・モラレス=ドミンゲス

●はじめに

を非難した唯一の国である。したがって、 行為であるという考え方を堅持している。 措置は国際法によって認められた合法的な る問題である。米国の政策担当者はキュー バの関係において最も議論の的になってい ない。実際のところ、米国政府は米国資産 は、米国はキューバが確立した補償モデル 奪とみなしているが、キューバは、国有化 バで行われた国有化の実施を米国資産の略 にしておくことに利益を見いだしているの 正当化する理由としてこの問題をそのまま の補償問題を解決するよりも、 の所有者だけは相変わらず補償を受けてい べてが適正な補償を受けているのに、米国 おける国有化資産の旧所有者のほとんどす 国有化後四○年以上たった今、キューバに いは「封鎖」と呼ぶものは、米国とキュー キューバに資産を保有していた国の中で キューバの学者がいわゆる「禁輸」ある 経済封鎖を

*、米国はキューバに対して敵対的な政策キューバと米国の長期にわたる対立の結

とができるのだ。 る意図は今日まで一度も停止したことがな バの政治体制を攻撃し、転覆させようとす てはきたが、それは実は経済問題ではなく キューバに対する経済封鎖は、ほぼ半世紀 ーバ社会に人命と資産の損害を与えている バ攻撃のテロ行為が三四件も発生し、キュ ても、米国政府が促進し支援した対キュー い。一九九〇年から二〇〇一年の間に限 の損失は七○○億ドル以上に上る。キュー を続けている。この政策によるキューバ側 しても米国に対する補償の要求を忘れるこ ーブルにつくと決めるならば、キューバと に対する封鎖を無条件で解除し、交渉のテ 政治問題なのである。もし米国がキューバ にわたりキューバ経済に深刻な打撃を与え

封鎖の確立

づいて完全に施行された。キューバに対す援助法の六六二○項(a)の法的権威に基号となり、翌日、一九六一年九月四日対外た。これは二月六日には連邦決議一○八四ディ大統領は行政命令三四四七号に署名し一九六二年二月三日、ジョン・F・ケネー九六二年二月三日、ジョン・F・ケネー

る商業的、金融的な封鎖はこのようにして を立されたのである。大統領布告によって を未解決の問題であり、それがどのように も未解決の問題であり、それがどのように も未解決の問題であり、それがどのように も未解決の問題であり、それがどのように も未解決の問題であり、それがどのようにして

を示し、米国はこれに対処する準備ができ 努力をした。しかし米州問題担当国務次官 ていなかったのである。 バ革命政府は米国からの独立を目指す動き その後米国にとって好都合な関係のいくつ 補ロイ・ルボトムが、一九六○年一月一四 権力を掌握するのを阻止するよう最大限の ストロ率いる革命勢力がキューバにおいて ンハワーだった。革命の勝利の直前と直後 の時、米国大統領はドワイト・W・アイゼ かの側面に急激な悪化が起こった。キュー 政府とカストロ政権との蜜月の時期だった。 に、一九五九年一月から三月までは、米国 日の国家安全保障会議の会合で述べたよう に、アイゼンハワーの側近がフィデル・カ 一九五九年一月一日のキューバ革命勝利

革命時代の早い時期からキューバの政策

収用に対する迅速、適切かつ有効な補償の との関係悪化の起爆剤として作用した。一 年五月一七日に署名した農地改革法が米国 る強い情熱であり、米国の歴代政権が以前 キューバの独立、主権、自決を守ろうとす タイルを維持させることになった。それは 部からの介入に敏感に反応する戦闘的なス は非常に過激だった。そしてその特色が外 めたものの、この文書は「その権利には、 的な目的のために接収を実施する権利は認 分の意思を押し付けることはできない、と もはやキューバの内政にかつてのように自 にも遭遇したものだった。それは、 義務が伴うものでなければならない」と述 の理由となるものである」。キューバが分 の対象となる資産の所有者である米国市民 務長官が署名した外交文書は次のように言 九六〇年七月、クリスチャン・ハーター国 べている。 っている。「農地改革法案の内容は、接収 いうことだった。キューバ政府が一九五九 に対する補償のあり方に関して深刻な懸念

争という手段すら提案したのである。
ーター国務長官はキューバに対する経済戦
のぐる環境にも圧力が増し始めていた。ハ
めぐる環境にも圧力が増し始めていた。ハ
のとる環境にも圧力が増しがめていた。
のとなるである。

であることは疑いなかった。それはキュー する懲罰的行動をエスカレートさせるもの が伴った。米国の意図がキューバ経済に対 観光客の減少、部品供給の停止などの行為 の中止、貿易の停止、ニッケル購入の停止、 とを目的としたテロ活動が伴った。まず、 的な政策にはキューバを不安定化させるこ たテロ活動によって補われた。 さらに弱めようとするテロ活動、石油供給 た。それには、サトウキビ畑や製糖工場・ 六○、六一、六二年の割り当てが削減され 米国市場におけるキューバ糖に対する一九 **倉庫への放火など、キューバの経済能力を** 格化し、経済面におけるあからさまに懲罰 の経済的資産を破壊することを目的にし それ以降、キューバに敵対する活動が本

実際のところ、一九五九年の農地改革法大統領による行政命令三四四七号の署名までの間に歴代米国政権がキューバに対してとった活動は、キューバに対する完全な封とった活動は、キューバに対する完全な封とった活動は、キューバに対する完全な対とった活動は、キューバに対する完全な対とった。これは確かに封鎖である。なぜならそれは米国がたんにキューバとの貿易を停止れは米国がたんにキューバとの貿易を停止れば米国がたんにキューバとの貿易を停止れば米国がたんにキューバとの貿易を停止

対象にした深刻な破壊工作だった。 対象にした深刻な破壊工作だった。 対象にした深刻な破壊工作だった。 サユーバに対する経済封鎖の 政不安定の状態を作り出す計画に支えられ でいた。一九六一年一一月以降始まった破 でいた。一九六一年一一月以降始まった破 壊活動と暗殺である。マングース作戦が公 式に実施されていた一四カ月の間に、キュ 一バに対して五七八〇件のテロ活動が行わ れたが、そのうち七一六件は経済的目標を 対象にした深刻な破壊工作だった。

したがって、キューバに対する米国の経 は「経済戦争」だったと言っても過言では ない。それどころか、キューバが四○年間 にわたり耐えてきた米国の政策を特色づけ る広範な種類の行為は、「封鎖」という言 る広範な種類の行為は、「封鎖」という言 るのである。米国がこの間に追求したものでは ものである。米国がこの間に追求したものでは ものである。米国がこの間に追求したものでは ない。

とよう。
米国がキューバに対する封鎖のための立

のキューバへの飛行。⑪キューバ船舶の米債の帳消し。⑨資産の受け取り。⑩航空機低与。⑧キューバあるいはキューバ国籍人供与。⑧キューバあるいはキューバ国籍人の利益となるような権利の消滅あるいは負証。⑥技術的データの供与。⑦「サービス」証。⑥技術的データの供与。⑦「サービス」で輸入。②輸出。③通貨・資産の移転。



詩集/キューバ政治・経済の現状

国への入港。⑫資産の仲介・運送。⑬すべての禁止項目はキューバに住所を持つか在ての禁止項目はキューバに住所を持つか在問わず、業務の主たる場所がキューバであるようなパートナーシップ、協会、企業、その他の組織にも適用される。⑭キューバであるようなパートナーシップ、協会、企業、その他の組織にも適用される。⑭キューバ下あるいはキューバ国籍人との契約締結。⑯キューバまたはキューバ国籍人の資産凍結。⑰電話サービス料金の凍結。⑱送金等の取引の制限。⑲キューバとの取引の許認可制導入。

禁じている。 歩うえる禁止項目として米国政府は以下を 以上の禁止項目に加えて、第三国に影響

○第三国の船が米国の港に入港すること。
しをすること。キューバに向かう、あるいしをすること。キューバに向かう、あるい
しをすること。キューバに向かう、あるいが目的で入港したキューバの港を出てから
が目的で入港したキューバの港を出てから
の第三国の船舶が、財やサービスの貿易

た製品をキューバに輸出すること。あっても、米国製の部品ないし原料を使っジネスが、完全に同国内で製造したものでジネスが、完全に同国内で製造したものでに存在し事業を行っている企業あるいはビージ第三国の法に基づき組織され、当該国

国国民あるいは第三国が米国原産地の製品③商務省の特別の許可がない場合、第三

をキューバに再輸出すること。

形無形いかなる形態の情報にも適用される生産あるいは製造に用いることのできる有同様に適用される。すなわち、製品の設計(④再輸出に関する規制は技術データにも

(5) 一九九二年キューバ民主主義法は、米国市民が大部分を保有するか支配する第三国における企業がキューバあるいはキュー国における企業がキューバあるいはキュー国における企業がもユーバ民主主義法は、米

⑥禁輸措置は第三国における米国企業の

行っている企業には禁輸措置を適用する。い場合であっても、第三国に存在し事業をのキューバ国籍者の参加が過半に達しな

持すること。 ーバ国籍者のために米ドル建ての口座を維 ⑧第三国の銀行がキューバあるいはキュ

でも用いて製造された製品の輸入を禁止。あるいは製造されたいかなる物を部分的によって当該国内で、キューバで栽培、生産、の第三国の法に基づき設立された企業に

⑩行政府の決定により、第三国の法に基

にあるものはすべて凍結される。にあるものはすべて凍結される。キューバの「特別指に自動的に適用される全ての禁輸措置はこれらに自動的に適用される全ての禁輸措置はこれらにがって米国国民にがれもこれら指定企業と商業、金融取引を行ってはならず、それらの資産で米国内といて設立され、当該国に存在し事業を行づいて設立され、当該国に存在し事業を行

以上の措置は、一九一七年に戦時政策と りえた権限に則ったものである。米国は初 りえた権限に則ったものである。米国は初 りたし、制限を最大限に拡張しようとする 意図でこれらの政策を採択した。キューバ に対する封鎖をキューバと米国間の範囲以 にしたことは、他の国にもマイナスの影響 を与えた。第三国によるキューバとの経済 を与えた。第三国によるさって妨げられるよう な立法措置を成立させたからである。

米国が第三国双方に働きかけて妨害期のやり方を強制しようとした過程は、封頭政策を国際的なものにしようとするもの問題をもたらした。この現象はキューバの国際関係を三角関係の紛争にした。つまの国際関係を三角関係を築こうとすると(直ある第三国と関係を築こうとすると(直ある第三国と関係を築こうとすると(直ある第三国と第係を、米国が第三国のキューバとの関係に、米

特にそうである。本来直線のみであるはずのキューバが国際的場面で経済的復権を果たすユーバが国際的場面で経済的復権を果たすユーバが国際的場面で経済的復権を果たすま、

二一世紀の入り口における封鎖

米国の政策が非常によくわかるのは、ジョージ・H・ブッシュ大統領(父)が一九九二年に署名したトリチェリ法として知られるキューバ民主主義法、そして一九九六年クリントン大統領によって承認されたいわゆるヘルムズ=バートン法である。これら二つの法律はいずれもキューバの対外経ら二つの法律はいずれもキューバの対外経ら二つの法律はいずれもキューバの対外経ら二つの法律はいずれもキューバの対外経ら二つの法律はいずれもキューバの対外経ら二つの法律はいずれもキューバの対外経ら二つの法律はいずれもキューバの対外経ら二つの法律はいずれもキューバの対外経ら二つの法律はいずれもキューバの対外経済関係を妨害することを目的としている。トリチェリ法案の目的は一九七〇年代から済関係を妨害することを目的として知る。

は七億一八○○万ドルという過去最高水準ーバに対する封鎖政策を、国境を越えた性格のものに深化させようとするものだったとは疑いない。米国企業の第三国にあることは疑いない。米国企業の第三国にあることは疑いない。米国企業の第三国にあるは、特にヘルムズ=バートン法がキューがに対する封鎖政策を、国境を越えた性

に達した。補完的性格のものだったにもかかわらず、この貿易はキューバ経済が部品の供給を得るための重要な手段を意味した。社会主義市場からは得ることのできなかっ社会主義市場からは得ることのできなかったもの、あるいはそうした市場からは予定した。補完的性格のものだったにもかして行っていたのである。

紙幅の都合で経済封鎖の政治的側面につ立的状況のきわめて重要な一面であり、こ立的状況のきわめて重要な一面であり、こ立的状況のきわめて重要な一面であり、この側面によって封鎖の変化が促されている。の側面によって封鎖の変化が促されている。の側面によって封鎖の変化が促されている。の側面によって封鎖の変化が促されている。の側面によって封鎖の変化が促されたときの政治的状況と切り離すことができない。当時キューバは一九八九年から回復しかけていたが、米国の極右勢力はキューバが外国資本と協調して経済の建てもしたの前壊を目にするためにこの立法できない。当時半ューバが外国資本と協調して経済の建ても、大田のであると感じていたのである。そこで、キューバが外国資本と協調して経済の建ても、大田のであると感じない。

ような変更についても議会の承認を必要と な関制を法律として体系化するものだった。 を関制を法律として体系化するものだった。 を関制を法律として体系化するものだった。 を関制を法律として体系化するものだった。 をの結果、少なくとも理論的には、大統領 その結果、少なくとも理論的には、大統領 その結果、少なくとも理論的には、大統領 をの結果、少なくとも理論的には、大統領 をの結果、少なくとも理論的には、大統領 をの結果、少なくとも理論的には、大統領 をの結果、少なくとも理論的には、大統領

定 った。大統領は、立法府による議論なしにっ 政策を採択するにあたって議会に諮らなかた。 (息子)は、キューバに対する一番最近の品 しかし、ジョージ・W・ブッシュ大統領か するようになったのである。

であるという従来の性格を失っていない。 域外適用と対キューバ封鎖政策の適用が米 予想できるものだった。トリチェリ法とへ の非倫理的で非民主的なスタイルを考慮に まで広がっているのかははっきりしない。 封鎖政策を強化する三つの政策を実行に移 トン法は国際的に強く拒絶されてきた。そ 本的に、対キューバ政策イコール国内政策 米国の現在の対キューバ政策の傾向は、 国の外交政策の標準となった。この意味で、 ルムズ=バートン法で、米国の立法措置の 行政府が独占しようとするこの種の動きは いれると、対キューバ政策に関する問題を いて実際に大統領の権限がどれほどの程度 した。従って、対キューバ政策の決定にお 実際には、トリチェリ、ヘルムズ=バー 極右勢力と議会との良好な関係、大統領



特集/キューバ政治・経済の現状

入ることになったかわからない。 どれほど多くの投資家がキューバと交渉に

において、封鎖政策に反対する機運が高ま 重されていたはずだ。またキューバや対キ 家予算を使うことも不可能だったはずだ。 対する懲罰的な措置を適用するために、国 ューバ政策に関する米国法に違反した者に たはずだし、海外送金に関するルールも尊 バへの米国市民の旅行禁止は解除されてい 策策定にあたって、議会内部の制度に従っ っている。もし議会が米国の対キューバ政 た民主的な手続きに従っていれば、キュー 米国国内でも、連邦議会と市民社会両方

封鎖にひび割れ

がキューバを襲った。米国はその被害を測 一九九九年、二つの破壊的なハリケーン

> 要請は最終的に米国が受け入れ、その後の 糧の備蓄を補充するために米国からの購入 門家チームを送った。キューバ側からも食 を可能にするような政策を要請した。この 定し、援助を供与する目的でキューバに専 輸入が順調に伸びるきっかけとなった。

ている。 バ向け輸出が増大するという希望が高まっ で、米国の農家、アグリビジネスなど米国 の制限にもかかわらず貿易は伸びているの っており、現金決済である。しかしこれら は受けられないし、輸送に関する制限も伴 経済の重要な部門にとって、今後対キュー に輸出することのみが認められ、信用供与 食糧や医薬品などの人道物資をキューバ 今日までのところ、この貿易は米国から

この貿易を解消させようとする動きがある 準を上回るものとの予測が可能である。両 改善に伴い、今年の貿易は二〇〇四年の水 ューバは家畜も輸入した。キューバ経済の を解消できないでいる。二〇〇五年にはキ にもかかわらず、現在の米国政権は、それ 先立ち前払いをしなければならないなど、 現金決済に加えて、港からの積み出しに

四·一%、大豆一四·〇%、 る。脂肪種子と食用油一七・三%、肉一四 からの輸入における内訳は以下の通りであ 七%、とうもろこし一四・三%、小麦一 八%である。この他に、木材、紙、その 一九九九~二〇〇三年のキューバの米国 動物用飼料九

国間の貿易データをみてみよう。

おわりに

きた「キューバに関する情報モデル」とも 変更を望む態度が高まっている。この感情 と考える。数年にわたる「人と人」の交流 言えるものがある程度崩壊した結果である れは歴代の米国政権が国内外に押し付けて は学識者の間に特に強い。われわれは、こ 一般的に、米国社会には封鎖に反対し、 他製品も輸入している。

●米国のキューバとの貿易

当の船積みを扱った。 要港はキューバ向けの八億ドル以上の販売 その五分の一以上は大豆と同製品である。 に三億九二〇〇万ドル相当の財を輸出した。 一○○一~二○○四年の期間に、米国の主 寄贈物資のうち、七億七六○○万ドル相 米国企業はキューバに対し、二〇〇四年

現行の規制との間には軋轢がある。 ューバに旅行をする米国国民が、まさに禁 国市場で人気の高い製品である。違法にキ だろうか。特に、ラム酒と葉巻タバコは米 ことが、キューバと米国のビジネスの利益 を得ているキューバの製品を貿易に含める 能である。ラム酒、葉巻タバコ、海産物、 止された製品を購入したがるという事実と になるという認識が現実になるのではない いくつかの医薬品など米国市場で高い評価 る。むしろ成長が続くと予測することが可 この貿易が止まることはないように見え

とを知った。長い間、そうしたプロパガン 響はもたらさなかった。むしろ、そうした 化しようとしているのだ。 周囲に「防疫線」を張り巡らし、これを強 故に、米国政府は、米国市民のキューバと 同時に、キューバの経済的、学術的、政治 現実に関する理解を促進した。多くの米国 デオローグが予想したような不安定化の影 は、米国の対キューバ政策に関する右翼イ の接触を妨げることによって、キューバの ることに気付いたのである。そしてそれが 的、宗教的利害は米国社会のそれと一致す ダが唯一の情報チャンネルだったのである。 プロパガンダが言うようなものではないこ 交流は米国市民社会の内部で、キューバの 人や米国の組織は、キューバが極右勢力の

えない。むしろその反対である。ブッシュ力や環境を頼りにすることができるとは思望んでいるにしても、そのための政治的勢国政権は、たとえ封鎖政策を維持しようと国政権は、たとえ対領政策を維持しようと、以上のような要因のおかげで、将来の米

常に困難であろう。 常に困難であろう。 常に困難であろう。

キューバに対する封鎖政策が終わりに向かっているとわれわれがあえて予測するのは、これが理由である。米国国内においても、この政策は同調者を失うばかりである。こうした趨勢は、米を失うばかりである。こうした趨勢は、米を失うばかりである。こうした趨勢は、米である―に対して多くの嘘をつき、侵略をである―に対して多くの嘘をつき、侵略をである―に対して多くの嘘をつき、それが理由でなく、共和党政権はその内部からもだけでなく、共和党政権はその内部からもだけでなく、共和党政権はその内部からもだけでなく、共和党政権はその内部からもであるという現実に沿うものである。

を ちないのはキューバの中ではないにして り、キューバ経済を窒息させることをねら 第に回復したキューバ自身であったという 済危機と、いわゆる「特別の時期」から次 済危機と、いわゆる「特別の時期」から次 済を機と、いわゆる「特別の時期」から次 である。封鎖政策の主要な舞台とな

> キューバ経済なのである。 長する経済に向かう。そしてそれが現在の る経済に入ってくることはない。彼らは成 る経済に向かう。そしてそれが現在の も、その目標の達成に向けては、キューバ

・前所長/監修=山岡加奈子)(ハバナ大学アメリカ合衆国研究所教授

《主要参考文献》

- (-) Chang, Laurence and Peter Kornbluh eds.

 The Cuban Missile Crisis, New York: The
 New Press, 1998.
- © Cotayo, Nicanor León, *El bloqueo a Cuba*. Havana: Editorial Ciencias Sociales, 1983.
- © Morales Domínguez, Esteban, Carlos Batista and Kanako Yamaoka, *The United States and the Reinsertion to International Economy of Cuba: Triangular Analysis*, Joint Research Program No. 126, Tokyo: IDE-JET-RO, 1999.
- (a) Morley, Morris, H., *Imperial State and Revolution: The United States and Cuba.*1952-1986, Cambridge: Cambridge University Press, 1987.
- (a) United States Economic Measures against Cuba. Proceedings in the United Nations and international Law Issues, edited and with commentary by Michael Krinsky and David Golove, Northampton, Massachusetts: Aletheia Press, 1993.